

総 税 都 第 21 号
国 自 貨 第 1427 号
国 自 旅 第 208 号
令 和 8 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

総 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
(公印省略)

運輸事業の振興の助成に関する法律、同法施行規則の改正等について

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 9 号）、運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省・国土交通省令第 1 号。以下「改正規則」という。）は令和 8 年 3 月 31 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとされたので、運輸事業振興助成交付金制度の趣旨及び令和 8 年度において運輸事業振興助成交付金の交付に係る経費については現行と同等の地方財政措置が講じられることとされたことを踏まえ、下記の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 運輸事業の振興の助成に関する法律（平成 23 年法律第 101 号。以下「法」という。）の改正に関する事項
 - (1) 現下の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業をめぐる状況に鑑み、引き続き、運輸事業振興助成交付金を交付するものとする。（法第 1 条関係）
 - (2) 法は、令和 13 年 3 月 31 日限り、その効力を失うものとするほか、所要の経過措置を設ける。（法附則第 2 項及び第 3 項関係）
- 2 運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成 23 年総務省・国土交通省令第 1 号。以下「規則」という。）の改正に関する事項
改正規則による改正前の規則において総務大臣が定めるものとされていた、運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を国土交通大臣が定めるものとする。（規則第 2 条関係）
- 3 留意事項
運輸事業振興助成交付金の交付趣旨の改正に伴い、令和 8 年度以降においては、総務省自治税務局都道府県税課が所管していた当該交付金に係る業務は国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課及び旅客課に移管することとなるのでご留意されたい。